



募集!

甲賀市

緑の少年団員



▲ みんなで楽しく活動中!

みんな元気よく外で遊んでいますか?子どもの頃は、大自然と“遊び・学ぶ”ことが大切だよ。みんなで自然とふれあおう!

緑の少年団は、子どもたちが森での勉強、地域でのボランティア活動、キャンプ、ハイキングなどの活動を通して、自然を愛し、社会を愛する心豊かな人に育っていくことを目的とした子どもたちのための団体です。

少年団の対象は、小学3年生から小学6年生までの児童です。保護者とよく相談し、連絡してください。

申込締切

4月28日(木)まで

申込方法

各支所農林商工グループに学校名、名前、性別、生年月日、住所、連絡先、保護者名を連絡してください。

連絡先

- 水口支所 ☎62—4271
- 土山支所 ☎66—1102
- 甲賀支所 ☎88—4102
- 甲南支所 ☎86—8010
- 信楽支所 ☎82—8060

Q&A

市民生活課より知っく!

お悩み相談室

市民生活課では日々の消費生活のトラブルや苦情の相談を行っています。気軽に相談してください。

Q

80歳の母が一人で留守番をしていたところ、突然訪れた業者に「床下がひどく湿けているし、柱に隙間もできています」と言われ、床下二面に調湿剤を撒くことと、耐震金具取付け工事の契約を申し込みました。業者は即日工事に取りかかったため、一部は工事が済んでいます。しかし、200万円もの高額な契約なので、なんとか解約できないでしょうか?

A

大切な自分の家が湿気や地震で壊れるは大変と思うと、業者に言われるままに契約してしまいがちです。業者は家族の留守や一人暮らしのお年寄りを狙い、また即日工事をしてしまうことで、断れないような心理をうまく利用しており、同様の相談が多く寄せられています。

事例のような訪問販売による契約は、すでに工事が済んでいても契約書面の交付を受けた日から



8日以内であれば、クーリング・オフができます。クーリング・オフは、消費者に一切の金銭負担はなく元通りに(原状回復)してもらったことができます。工事が済んだから仕方がないとあきらめることはありません。

契約に際してはセールストークを信じるだけではなく、他社から見積もりを取り比較的検討したうえで慎重に契約するよう心がけましょう。

消費生活相談窓口

(市民生活課 生活安全係)

■月曜日～金曜日

■9:00～15:00

☎65-0685